

IV 福祉事業 1

主催 (公財)日本教育公務員弘済会山口支部

令和5年度 人間ドック検診補助 募集要項

※福祉事業においては教弘保険にご加入いただいている方を『会員』とします。

【令和5年度から次の3点を改善しました。】

①医療機関を拡充 ・従来の7病院だけでなく、県内外のどこの病院でも受診できます。泊付き人間ドックも補助します。
②手続きの簡素化 ・『会員』本人が病院予約し、受診後に費用全額を支払い → 領収書原本と申請書を山口支部へ送付 → 山口支部から領収書の金額の半額（ただし上限2万円まで）を『会員』本人に送金
③春休みの受診も可能 ・令和5年度の補助対象・・・令和5年3月1日～令和6年2月末の受診

対象者	月額教弘保険料 5,000 円以上払込の『会員』
募集人員	申請先着 210 名(初回受診者を優先します) ※令和3年度と令和4年度を連続で助成している方(3年連続となる)は不可
補助内容	人間ドック検診料の半額を補助 ※受診医療機関は県内外を問いません。 ※上限 2 万円（1 円以下の端数は切り捨て） ※血液検査やレントゲン診断等を健康保険適用外で半日または泊付にて行う総合的な検診を補助。『会員』の健康保険適用の検診及び「脳ドック」や「乳がん検診」など単体の検診は補助対象外です。 ※人間ドックにオプションで追加されたものも補助対象金額に含めます。
補助方法	申請書の金融機関口座へ振り込みます（おおむね2ヶ月以内）。
申請方法	「令和5年度 人間ドック検診補助申請書」に必要事項を記入し、医療機関の領収書(原本)を「領収書貼布用紙」に貼付して当支部まで郵送してください。 ※『会員』が検診料を清算後に申請 ※領収書の有効期限は領収書に記載の日付から1年以内 ※令和4年度に当支部の人間ドック補助適用済み領収書は申請不可
申請期間	令和5年4月1日～令和6年2月29日必着厳守(令和5年度補助対象) ※この期間内に申請されたものを令和5年度補助対象とします。 ※この期間を過ぎて申請されたものは(領収書が有効期間内であっても)令和6年度の補助対象となります。
受診期間	令和5年3月1日～令和6年2月29日
注意事項	※領収書内に人間ドック検診であることが客観的にわかるように記載されているものを有効とする。 ※受診する前に山口支部事務局に補助可能か確認してください。 (0834-21-8083)
申請書提出先	〒745-0041 周南市戎町 2-3 (公財)日本教育公務員弘済会 山口支部 電話 0834-21-8083
当支部HPより「要項」並びに「申請書」及び「領収書貼布用紙」がダウンロードできます。	
日教弘山口支部 	